

Safe Work Action 取組宣言書作成のポイント

1 効果的な取組事項・取組期間の決定

- (1) まずは、取組事項ごとに事業場の現状を把握し、どのような事項に問題があるのかを把握してください。
- ①安全：過去の労働災害発生状況、ヒヤリハット、リスクアセスメント実施後の残留リスクなど
 - ②労働衛生：定期健康診断での有所見率、ストレスチェックの集団分析結果、作業環境測定結果など
 - ③一般労働条件：時間外・休日労働の実績、1年間の所定休日数、年次有給休暇の取得率、ハラスメントの相談実績、賃金制度など
- (2) 把握できた問題点から優先して改善に取り組むことが必要なものを、労働者からの意見も踏まえ、取組事項とします。取組事項を定める際は、これまでの取組よりも一歩進んだものとすることを意識し、取組事項が達成されればこれまでよりも良い環境となるよう何を、いつまでに、どのような方法で、どのレベルまで達成させることを明確にします。ポイントとしては、求職者の立場になって、「このような会社で働きたい。」と思えるような内容であることが理想です。
- (3) 取組期間は、PDCAサイクルにより継続的にレベルアップが図られるよう1年間としていただくことをお勧めします。取組期間の終了時に取組事項の達成状況を確認し、達成できなかった事項は次の期間の取組に反映させ、更なるレベルアップを図りましょう。

2 取組事項の例

(1) 安全確保に関する取組

- ・設備・人の両面から安全な職場とするため、取組期間中に、インターロック機構を有する設備への更新等5つ以上の設備的改善を図るとともに、各部署から安全当番を選出し、取組期間中経営者と一緒に毎月1回、パトロールを実施することにより、不安全行動を排除する。
- ・フォークリフトによる災害をゼロとするため、取組期間中に、①フォークリフトに障害物を検知したら警報を発する装置の取付（取組期間中に装着率50%以上）を行う、②作業日ごとに歩車分離を原則とする作業計画を書面で作成し、同計画書に従った作業を作業指揮者により徹底させる、③フォークリフト運転者へ技能向上教育を実施（取組期間中に1人1回）する、④構内での作業時には人体用エアバックを着用（着用率100%）する。

(2) 健康確保に関する取組

- ・化学物質による健康障害が発生しないよう、現在使用している有機溶剤について、取組期間満了までに半分以上の物質を有害性の低い代替品への切替えを図るとともに、代替品についてもリスクアセスメントに基づきばく露防止措置を講じる。
- ・転倒災害を減少させるため、取組期間中に、毎日の終礼後に全員参加の転倒予防体操を所定就業時間中に実施することにより身体機能の強化を図り、休業を伴う転倒災害を取組開始期間前の1年間の発生件数（4件）の2分の1以下とする

(3) 労働条件向上に関する取組

- ・時間外・休日労働を削減するため、AIの活用等によりDXを推進することで業務の効率化を図り、取組期間中の1か月の時間外・休日労働が実績が45時間を超える労働者をゼロとする。
- ・生産性の向上を図ることによるワーク・ライフ・バランスを実現するため、取組期間中に定額残業手当制度を廃止するとともに、時間外・休日労働の時間数に応じて支給する「効率化達成手当」を新設し、不必要な時間外・休日労働を生じさせない環境を整備する。
- ・ハラスメントが発生しない職場風土とするため、取組期間中に、外部の有識者による全労働者を対象とするハラスメント研修を1回実施するとともに、ハラスメント相談員による全労働者を対象とする個別面談を1回実施することにより、ハラスメントの予防・早期発見に取り組む。

お問合せ先

武雄労働基準監督署 監督・安衛課

TEL:0954-22-2165 受付時間8時30分～17時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）

